平成２７年（フ）第１６５４号
札幌市中央区南12条西８丁目１番11号　12条ハイツＡ棟204号
破産者　畠山　喜公
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６７０号
札幌市北区新琴似１条７丁目１番10号
破産者　目谷　啓子（旧姓中川）
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１７号
仙台市青葉区国見１丁目１番10号
破産者　鶴田光一こと　金　　光一
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４３３号
仙台市太白区人来田１丁目17番20号
破産者　大茄子川和男
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５１９号
仙台市泉区南中山１丁目21番地の14
破産者　知久　義弘
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５６７号
仙台市泉区長命ケ丘６丁目12番地の11
破産者　野口　一仁
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
東京都葛飾区水元４丁目３番８－105号　クレスト水元、開始決定時の住所福島県いわき市内郷御台境町前田25番地の１　サンライズいわき210
破産者　相澤　恭兵
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第２６６号
埼玉県本庄市今井325番地２　エムロード201
破産者　池島エリカ
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５２７号
横浜市港北区下田町４丁目１番２－202号
破産者　加藤　　慶
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２８号
横浜市港北区下田町４丁目１番２－202号
破産者　加藤　千春
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２３号
神奈川県小田原市鴨宮658番地
破産者　酒匂　　守
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４号
静岡県浜松市北区初生町1154番地の55、申立時の住所静岡県浜松市北区三ヶ日町下尾奈2252番地の15
破産者　**譲**原　康夫
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第９２号
岐阜県中津川市茄子川2007番地の1077　リビエール102
破産者　牛田京太郎
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第４８０号
静岡市葵区末広町80番地の３　片川コーポ303号、旧住所静岡市駿河区小黒１丁目９番36－106号
破産者　平野　　滋
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８８号
静岡県藤枝市田沼２丁目13番14号　田沼ヒルズ201号
破産者　望月　伸美
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５６号
愛知県豊橋市東岩田１丁目10番地８（105)、住民票上の住所愛知県豊橋市広小路３丁目54番地１（102)
破産者　田中はつみ
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１７０号
滋賀県彦根市高宮町1757番地１（Ｂ－105号)、前々住所滋賀県彦根市宇尾町516番地７・(開始決定時の住所）滋賀県彦根市芹川町904番地20（106号)
破産者　上田　真介
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第５４０９号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西４丁目２番29号
破産者　宮下　　悟
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部